

等々力緑地再編整備・運営等事業  
入札説明書等に関する質問(2回目)への回答

令和4年9月14日回答

川 崎 市

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(イ)	a			
1	入札説明書	33	6	(1)	イ			SPCの設立	<p>SPCの設立時期について、「事業仮契約締結までに設立すること」となっていますが、仮契約締結までにSPCが具体的にどのような状態になっておかなければならないか、確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPCは契約行為を行うことができる主体として法に則った形で設立されている</li> <li>・川崎市の競争入札参加資格申請が完了している</li> </ul> <p>等が考えられると思いますが、入札参加資格申請まで完了させるのはスケジュール上かなり難しい状況ですので、3月の特定事業契約締結までに参加資格申請が完了していることで可としていただきたく、よろしくお願いたします。</p>	<p>SPCは事業仮契約の締結を予定している令和5年1月中旬までの設立が必要です。</p> <p>SPC設立後の川崎市競争入札参加資格審査申請につきましては、事業仮契約時に登録が完了していることが基本となります。詳細につきましては、ご相談ください。</p>
2	入札説明書								<p>入札説明書によると、本事業では、市が事業者を地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定となっています。</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理者であることから、指定管理の業務を行う際に必要な設備や備品等の設置においては、占用料の支払いは要しないことを確認させてください。</p>	<p>指定管理者が指定管理業務において必要となる設備や備品等の指定管理範囲内への設置については、市への使用料等の支払いは必要ありません。</p>

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						イ)	項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)					
1	要求水準書								全般	個別対話の結果、多くの項目で要求水準の修正が予定されている理解ですが、その修正内容については、落札後に協議させて頂ける理解でよろしいでしょうか。	これまでの個別対話、質問回答を踏まえ、入札までに要求水準書を修正します。 なお、落札後は協議は行いません。	
2	要求水準書	70	第4	2	2.1	2.1.6	3) 4)	ホ) イ)	メインスタンド 観客席	「c 値60ミリメートル以上確保できない座席の数は、スタジアムの収容人員として算入することはできないため、当該座席はバラエティシートに改修するなどの工夫を行ってもよい」ならびに「個席およびバラエティシートの人数は、収容人員に含める」とありますが、バラエティシートに改修した見切り席については、C値に関わらず収容人員に含めることが出来ると考えてよろしいでしょうか。	メインスタンド及びサイド・バックスタンドの見切り席（バラエティシートを含む）及び記者席は、C値に関わらず収容人員に含めることができません。	
3	要求水準書	71	第4	2	2.1	2.1.6	5)	ト)	売店	売店については、スタジアムの利用シーンに合わせた柔軟な運用を可能とするため、常設の売店だけでなく、仮設の売店が設置可能なスペースを確保するという計画も可能でしょうか。	提案は可能ですが、仮設の取扱いについては、事業者の責において関連する法令（建築基準法、消防法、食品衛生法等）の確認を十分に行ってください。	
4	要求水準書	87	第4	2	2.3	2.3.5	2)		大型映像設備	令和4年度に交換予定となっている等々力陸上競技場の北側の大型映像設備を、（新）等々力陸上競技場にて再利用する主旨の記載がございます。 私たち事業者が再設置した後の映像設備について、令和4年度中に映像設備の交換を行う事業者が動作保証をすることは難しいと推察され、私たち事業者もその動作保証をしかねます。 （新）陸上競技場において再利用した映像装置が、再設置後動作不良となった場合の映像設備の購入費並びに、その交換・取付等に要する費用は、本事業における予定価格「57,697,620,000円（消費税及び四方消費税を含まない）」に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
5	要求水準書	87	第4	2	2.3	2.3.5	2)	大型映像設備	<p>等々力陸上競技場の大型映像装置が令和4年度中に交換予定となっている中で、当事業の「環境影響評価、設計・建設、及び解体・撤去に係る期間」が約7年間程度と設定されております。令和4年度中の映像装置交換後、当事業の中で映像装置を移設・再利用しますと、私たち事業者だけでなく、貴市におかれましても余分な費用負担・業務の発生が生じてしまうものと考えております。つきましては2022年6月27日に公表されました「等々力陸上競技場北側大型映像装置LED表示部等交換業務委託」の令和4年度中の実施を取りやめ、本事業の整備期間に合わせた実施とし、(新)等々力陸上競技場の新設工事時期と合わせた大型映像装置の設置業務を別途公告頂くことを検討頂けないでしょうか。</p>	<p>等々力陸上競技場北側大型映像装置は、設置から20年以上経過（平成7年度設置）し、すでに大規模な故障が発生するリスクを抱え、利用者団体からも早急な交換を求められており、取りやめることはできません。</p>	
6	要求水準書	115	第7	2	2.3			指定開発行為の区分	<p>指定開発行為の対象事業のうち、「開発行為」は、本事業が都市公園の整備事業（設置許可）であることから、対象外との解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「商業施設の新設」は、新たに用地を取得せず同一敷地内に施設を新設するため、指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用されない解釈でよろしいでしょうか。（アセス条例施行規則備考3）</p>	<p>都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為について、許可は不要（都市計画法第29条）ですが、開発行為である以上、開発区域の面積に応じて対象・対象外を判断する必要があります。なお、区画形質の変更がない場合には「開発行為」にあたらないため、指定開発行為の対象外です。</p> <p>「商業施設の新設」についてはご理解のとおりです。</p>	
7	要求水準書	115	第7	2	2.3			方法書の必要性	<p>川崎市環境影響評価に関する条例第14条第3項に基づき、環境配慮計画審査書に方法書の内容を記載することで、方法書の審議会への諮問を要しないとされています。この場合、方法書の作成は必要ないとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>「環境配慮計画書」に条例方法書の内容を記載して届出した場合、環境配慮計画書の届出を受けた市長より交付される「環境配慮計画審査書」に審議会への諮問を要さない旨を認めた記載があるときは、原則、方法書段階での審議会は要しないこととなります。</p> <p>しかしながら、この場合においても、条例方法書の作成は必要となります。</p>	

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)				
8	要求水準書	115	第7	2	2.3					方法書の作成が必要ときは、方法書の審議会への諮問をしないことで、縦覧・意見書対応後すみやかに市長意見が提出されるとの解釈でよろしいでしょうか。 方法書縦覧に向けた図書の内容に関する協議期間は標準でどれくらい必要でしょうか。また、審議会への諮問がないことで、2か月程度の短縮が見込めるとの解釈でよろしいでしょうか。 この場合、既に環境配慮計画審査書で審議を受けている内容になりますが、方法書ではどのような位置づけの図書になるのか確認させていただけますでしょうか。	No7回答のとおり、条例方法書の作成は必要となり、条例方法書の届出を受けた市長は公告縦覧を行います。また、市民等は縦覧期間中に、条例方法書についての意見書を提出することができます。 方法書段階で審議会を要しない場合であっても、市長の意見を記載した「条例方法審査書」を作成、公告（交付）することから事務手続きの期間を要します。また、条例方法審査書の作成に当たって必要な資料として、条例方法書の縦覧終了後に、意見書に対する事業者の見解を取りまとめていただき、市に提出いただいています。これらのことから、方法書段階での手続期間として審議会への諮問がないことで2か月程度の短縮は見込めないと考えます。 条例方法書縦覧に向けた図書の内容に関する手続前の協議期間については、条例方法書の案を取りまとめていただいているから概ね2～3か月程度と考えます。 「条例方法書」は、事業者が、事業計画（環境配慮計画書段階の事業計画案より具体化されたもの）に基づき、環境配慮計画書手続における予測評価結果や環境配慮計画書に対する市長の審査結果を踏まえて、環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法、環境配慮の内容等について検討し、その結果を取りまとめるものです。	
9	要求水準書	116	第8	1	1.1					公園基盤施設の建設、解体・撤去の工事監理業務について記載がありますが、工事監理は建築士法で定められたものであり、土木工事においては工事監理が法的に定められておらず、通常は実施されませんので、公園基盤施設の建設、解体・撤去については工事監理業務の対象外としていただきたく、要求水準書の変更をお願いいたします。	原文のとおりとします。	
10	要求水準書	116	第8	1	1.1					建築施設の解体・撤去の工事監理業務について記載がありますが、建築士法には、工事監理の内容として、工事が設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するとありますので、建築施設の解体・撤去については工事監理業務の対象外としていただきたく、要求水準書の変更をお願いいたします。	原文のとおりとします。	
11	要求水準書	146	第11	2	2.12	1.12.2				地下水モニタリング調査について 「当該モニタリング調査については、「別紙26等々力緑地地下水調査業務委託仕様書を参照する」とありますが、現公表資料では別紙26は「池の範囲」となっております。等々力緑地地下水調査業務委託仕様書の開示をお願いします。	「等々力緑地地下水調査業務委託仕様書」は別紙26ではなく別紙11で開示しております。要求水準書を修正します。	

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)				
12	要求水準書	189	第13	1	1.2				イ)	広告誘致業務	自主事業として広告誘致業務を実施する場合、屋内施設において常設の広告物の設置が想定されます。一方、川崎市都市公園条例第17条「占用料」においては、常設の広告物に係る定めが見受けられません。常設の広告物に係る占用料の可否については、一定規模以上の催しに限定するなど（例えば入場者が〇万人以上となる催しの際に徴収を求められるなど）、基準については協議の上で定められるという理解でよろしいでしょうか。	都市公園法においては、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物のみ占用として認めており、常設の広告物については占用として認められません。 なお、現とどろきアリーナでは、常設広告物設置の実例はありませんが、とどろきアリーナで当該広告物が目的外使用と解される場合、以下の要領に基づき既定の占用料を負担いただくことになると考えます。 行政財産の目的外使用許可取扱要領 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000050/50713/gyouseizaisannnomokutekigaisiyoukyokatoriatukaiyuryou.pdf">https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000050/50713/gyouseizaisannnomokutekigaisiyoukyokatoriatukaiyuryou.pdf</a>
13	要求水準書 別紙11	79	I							等々力陸上競技場機械警備業務について	「(2) 警報機器設置時期は令和2年1月31日とし…」とございますが、設置時期は「令和5年3月31日」と置き換えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書 別紙11	80	I							等々力陸上競技場機械警備業務委託特記仕様書について	「2 警報機器の設置及び撤去に伴う費用は事業者が負担すること。」とありますが、現状設置されている機器の配線を事業者が使用することは可能という認識でよろしいでしょうか。又は、現状の機械警備会社と配線の使用について協議が可能であるという認識でよろしいでしょうか。	配線の使用については事業者、警備会社の2者で事前に協議を行ってください。
15	要求水準書 別紙11	97～110	VII							VII. 等々力球場の記載仕様（機械警備）について	機械警備の記載がありません。現状野球場は機械警備を実施していないという認識でよろしいでしょうか。また、今後も事業者側で実施の必要性はなく、貴市での実施予定もないという認識でよろしいでしょうか。	野球場の警備につきましては現在、本市にて機械警備を実施しています。 本事業の提案の対象外としますが、事業契約締結後の対応につきましては、本市の費用負担により別途協議を予定しています。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)				
1	基本協定書(案)	10	第14条							特定事業契約不調の場合の処理	個別対話No. 64で「原案のとおりとします」とご回答頂いておりますが、基本協定書の文言にかかわらず、貴市の帰責事由で特定事業契約が締結されなかった場合には、リスク分担表に従って、事業者が生じた損害及び費用等は、貴市の負担になる理解です。念のため、かかる理解で良いことをご確認ください。	ご理解のとおりです。損害賠償の範囲については民法の一般原則に従います。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1				
1	事業契約書 (案)						全般	個別対話の結果、多くの項目で事業契約の修正が予定されている理解ですが、その修正内容については、落札後に協議させて頂ける理解でよろしいでしょうか。	これまでの個別対話、質問回答を踏まえ、入札までに事業契約書（案）を修正します。 なお、軽微な事項を除き、落札後は内容についての変更を行いません。	
2	事業契約書 (案)	7	第3条				特定事業契約等	入札説明書等に関する質問回答及び個別対話の正式回答は、いずれも事業契約に定める「入札説明書等」の定義に含まれ、事業契約と一体のものとして、法的拘束力を有する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	事業契約書 (案)	8	第8条				契約保証金の納付時期	「前項第1号の契約保証金の納付時期は特定事業契約の締結までとし、前項第2号の契約保証金の納付時期は、該当する事業年度分を当該事業年度の開始までとする。」とありますが、第1号の契約保証金は2023年3月の特定事業契約の本契約締結前、第2号の契約保証金の2023年度分は2023年3月中に納付すれば良いことを確認させてください。	ご理解のとおりです。	
4	事業契約書 (案)	14	第18条	3			第三者による実施	個別対話での回答を踏まえると、個別対話No.71の回答は「第18条は、自主事業には適用されません」という回答になると思われます。再度回答内容についてご確認頂けますでしょうか。	第18条は、自主事業には適用されません。但し、自主事業に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせた場合の市への報告義務について、第78条に規定を追加させていただきます。	
5	事業契約書 (案)	30	第48条				一般的損害	本条項の損害が、不可抗力により生じたときは、本条項ではなく別紙9「不可抗力による損害及び追加的費用負担の割合」の定めに従い、費用の負担者を定めるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合について、第9章第3節の規定が適用される場合は、当該規定に従い処理することとなります。	
6	事業契約書 (案)	35	第59条				契約不適合責任	第59条に定める契約不適合責任期間満了後に、本施設（整備対象）に契約不適合が発見された場合、当該不適合の結果、要求水準違反を引き起こすときは、事業者が要求水準を充足すべく、維持管理運営業務を適切に履行する義務を負う理解です。もともと、当該契約不適合責任期間満了後に契約不適合が発見された場合であっても、当該契約不適合が要求水準違反を引き起こさないものであるときは、事業者は当該契約不適合を修補する義務を負わない理解です。念のため、かかる理解で良いことをご確認ください。  なお、第75条第2項及び第76条第2項に定める契約不適合責任について同様です。	契約不適合責任期間満了後に契約不適合が発見された場合であっても、それにより要求水準等の遵守に支障がないときは、事業者は当該契約不適合を修補する義務を負わない点につき、ご理解のとおりです。	



■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				質問内容	回答	
			第1条	1	(1)	別紙1			項目名
7	事業契約書 (案)	35	第59条				契約不適合責任	個別対話において、事業者の契約不適合責任の対象となるのは、本施設（維持管理運営対象）のうち、事業者において新設又は再整備した部分であって、市から事業者への引渡時点で存在していた契約不適合は対象外となるということで合意させて頂いた理解です。もっとも、第59条では、契約不適合責任の対象が「本施設（整備対象）」とあり、必ずしも合意内容に沿った文言とはいえませんので、上記合意内容に沿って、第59条、75条第2項及び第76条第2項の文言調整をお願いできればと存じます。	事業契約書（案）を修正します。
8	事業契約書 (案)	43	第73条	3			運営業務の収入	①個別対話No. 92で、貴市の帰責事由により本事業（自主事業を除く）に係る利用料金収入が減少した場合における当該減少分に係る損害について、「民法の一般原則又は事業契約書（案）第101条に基づき市が責任を負う場合があります。」とご回答頂きました。  この点に関して、「貴市の帰責事由により本事業（自主事業を除く）に係る利用料金収入が減少した場合」は、第101条第1項の「相手方が特定事業契約に定める義務に違反したこと」に該当し、事業者は第101条第1項に基づき貴市に当該損害を請求できるという理解でよろしいでしょうか。	市の帰責事由により本事業（自主事業を除く）に係る利用料金収入が減少したことが、直ちに第101条第1項の「相手方が特定事業契約に定める義務に違反したこと」に該当するわけではありません。
9	事業契約書 (案)	43	第73条	3			運営業務の収入	個別対話No. 93で、貴市の帰責事由により自主事業に係る収入が減少した場合における当該減少分に係る損害について、「民法の一般原則又は事業契約書（案）第101条に基づき市が責任を負う場合があります。」とご回答頂きました。  この点に関して、「貴市の帰責事由により自主事業に係る収入が減少した場合」は、第101条第1項の「相手方が特定事業契約に定める義務に違反したこと」に該当し、事業者は第101条第1項に基づき貴市に当該損害を請求できるという理解でよろしいでしょうか。	市の帰責事由により自主事業に係る収入が減少したことが、直ちに第101条第1項の「相手方が特定事業契約に定める義務に違反したこと」に該当するわけではありません。
10	事業契約書 (案)	45	第75条	2			整備等期間中における任意投資	第75条第2項に規定される増築等部分が本施設（運営権設定対象）と一体性を有する場合には、当該増築等部分は必ず運営権の対象に含まれる理解でよろしいでしょうか。  「又は、第21条に従い取得した本設置管理許可に基づき事業者において自主事業の用に供することができる」とあり、文言上、必ずしも運営権の対象にならないようにも解され得るため、お伺いする次第です（可能であれば、疑義のないよう、文言修正をお願いします。）。	事業契約書（案）を修正します。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
11	事業契約書 (案)	45	第76条	2			維持管理運営 期間中の任意 投資	<p>第76条第2項に規定される追加投資部分が本施設（維持管理運営対象）と一体性を有する場合には、当該追加投資部分は必ず運営権の対象に含まれる理解でよろしいでしょうか。</p> <p>「又は、第21条に従い取得した本設置管理許可に基づき事業者において自主事業の用に供することができる」とあり、文言上、必ずしも運営権の対象にならないようにも解され得るため、お伺いする次第です（可能であれば、疑義のないよう、文言修正もお願いします。）。</p>	事業契約書（案）を修正します。
12	事業契約書 (案)	58	第95条	2			法令変更	<p>①個別対話No.162に関連して、同種PFI案件では、法令変更に基づく追加費用に限らず、法令変更によって生じる損害も、法令変更に係るリスク分担の対象に含めることが一般的である理解です。そこで、第95条第2項に定める「追加的な費用の負担は、別紙8…に定める負担割合による」とありますのは、「追加的な費用及び損害の負担は、別紙8…に定める負担割合による」に修正して頂けますでしょうか。</p> <p>②その上で、例えば、事業者に一方向的に不利な内容で条例変更が行われ、当該条例変更によって、事業者に逸失利益が生じる場面も想定されますので、「損害」には、当該法令変更によって生じた逸失利益も含まれることを確認させてください。</p>	事業契約書（案）を修正します。
13	事業契約書 (案)	58	第95条	2			法令変更	<p>例えば、貴市が事業者による自主事業（自主提案施設の設置を含みます。）の実施を禁止するような条例を制定した場合（既存の条例を変更する場合も含みます。）、当該条例によって事業者が生じた損害又は増加費用は全て貴市の負担になる理解でよろしいでしょうか。</p>	ご質問のケースでは、市が損害又は増加費用を合理的な範囲で負担します。 なお、事業契約書（案）を修正します。
14	事業契約書 (案)	59	第96条	2			不可抗力免責	<p>義務的な自主事業が不可抗力によって履行不能となった場合、第96条第2項に基づき、当該自主事業の履行義務は免責される理解でよろしいでしょうか。</p>	不可抗力による場合はご理解のとおりです。
15	事業契約書 (案)	62	第103条	1	(7)		事業者事由による解除	<p>個別対話結果No172において「基本的には事業契約書（案）に定められた通りの対応になります」とご回答いただいています。 では、不可抗力・法令変更等が要因の場合で「事業者の経営状態が著しく不健全となった場合」は第106条1項及び2項が適用され、第103条1項7号は適用されないことを確認させてください。これは、リスク分担の精神に反する帰結とならない旨を確認させていただきたい趣旨です。</p>	第106条第1項第2項の適用がある場合において、同一の原因のみより第103条第1項第7号の適用が可能であるときは、第106条第1項第2項を優先的に適用します。事業契約書（案）を修正します。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
16	事業契約書（案）	66	第108条				完成及び引渡し等の後の解除	入札説明書等に関する質問（1回目）事業契約書（案）に関する質問への回答No. 200において、完成及び引渡し等の後の解除について、市は、事業者に対し、サービス対価A及びBを、別紙5（サービス対価の支払方法）に定める支払方法又は一括払いにより支払うものとする、とされたところ、一括でのお支払いとしていただきたくお願いいたします。事業契約解除後、支払完了までSPCを存続させることは社会不経済であると考えます。	予算措置の規模やタイミングに照らして、実務上可能であれば、一括でのお支払いすることを検討する余地もあります。
17	事業契約書（案）	1		I	1	別紙9	個別整備等期間	別紙9 I-1の1行目で、「本施設（整備対象）又は本施設（解体・撤去対象）」とありますが、4行目以下では、「本施設（整備対象）」のみ列挙されており、「本施設（解体・撤去対象）」の記載が漏れています。そのため、4行目以下で「本施設（解体・撤去対象）」とあるのは「本施設（整備対象）又は本施設（解体・撤去対象）」に修正して頂けますでしょうか。  なお、実質的にも、不可抗力に起因して、本施設（解体・撤去対象）に損害又は費用が生じることはあり得ますので、本施設（解体・撤去対象）に係る不可抗力リスクの分担を取り決めることは必須である理解です。	事業契約書（案）を修正します。
18	事業契約書（案）	1		I	1	別紙9	個別整備等期間	個別対話結果No126において、「「本施設（整備対象）における損害」については、「引き渡し前の本施設（整備対象）」自体に生じたものが対象であり、「事業者が生じた損害」を対象としている訳ではありません。」と回答いただいています。  では、例えば不可抗力発生が理由で、本施設（整備対象）又は本施設（解体・整備対象）に損害が発生した際、その損害を修繕する費用や、本事業を遂行するために事業者が負担した費用全てについて、原文の通りであっても、貴市より補償されることについて、確認させて頂きたく存じます。	費用の分担については別紙9に定めるとおりです。
19	事業契約書（案）	1		I	2	別紙9	個別維持管理運営期間	別紙9-I-2では「追加的な費用」のみ列挙されていますが、明確化の観点から「追加的な費用及び損害」に修正して頂けますでしょうか。  例えば、大地震等によって本施設（維持管理運営対象）に何らかの損傷が生じた場合、当該損傷を回復するための金銭的な負担を「追加的な費用」と解すべきか、「損害」と解すべきかの線引きは実務上困難である理解です。かかる解釈上の疑義を回避するため、実務的には不可抗力に係るリスク分担では「費用及び損害」と併記することが一般的である理解です。  なお、この点に関して、個別対話結果No. 126でご回答を頂いておりますが、上記ご質問は「事業者そのものに生じた損害」の補填をお願いする趣旨ではなく、あくまで本施設に生じた損害等に係る適切なリスク分担をお願いする趣旨です。	事業契約書（案）を修正します。

## ■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
1	様式集（エクセル）	様式7-3-2	サービス対価 C、E、F、G 支払予定表	サービス対価C ～G	「ア」～「カ」まで詳細に区分されておりますが、区分できない場合はいずれかに計上の上、算定根拠欄にその旨を記載をするということによろしいでしょうか。複数の業務を兼ねて委託をするものや、実態のあるSPCであるため内部の人員が業務を遂行する場合等、業務に応じた費用を明確化し計上することが難しいためです。	ご理解のとおりです。